

施設利用料 (2019.7.1～)

施設の名称		使用時間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
			9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～17:00	13:00～22:00	9:00～22:00
大ホール	平日		30,000	46,000	53,000	73,000	92,000	115,000
	土・日・休日		39,000	59,000	69,000	95,000	119,000	150,000
小ホール	平日		8,000	12,000	14,000	19,000	25,000	31,000
	土・日・休日		10,000	16,000	18,000	26,000	32,000	40,000
レセプションホール	平日		3,400	5,000	5,800	8,000	10,000	12,600
	土・日・休日		4,400	6,400	7,600	10,400	13,000	16,400
練習室A	平日		900	1,300	1,300	2,200	2,500	3,200
	土・日・休日		1,300	1,700	1,700	2,800	3,300	4,100
練習室E	平日		900	1,300	1,300	2,200	2,500	3,200
	土・日・休日		1,300	1,700	1,700	2,800	3,300	4,100
楽屋	大ホール	楽屋1	600	800	800	1,400	1,600	2,200
		楽屋2	300	400	400	700	800	1,100
		楽屋3	300	400	400	700	800	1,100
		楽屋4	1,200	1,600	1,600	2,700	3,200	4,300
		楽屋5	1,100	1,400	1,400	2,400	2,700	3,800
	小ホール	楽屋1	400	600	600	1,000	1,200	1,600
		楽屋2	400	600	600	1,000	1,200	1,600
		楽屋3	300	400	400	700	800	1,100
	会議室1			900	1,300	1,300	2,200	2,500
会議室2			900	1,300	1,300	2,200	2,500	3,200
レセプションホール控室			300	400	400	700	800	1,100

1. 土・日・休日とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、平日とはそれ以外の日をいう。
2. 大ホール、小ホール又はレセプションホールを使用する場合で、入場料（※①）を徴収されるときは、左の表に定める使用料（以下「基本料金」という。）に次の割合を乗じて得た額を加算する。

【1】大ホール	
□入場料の額が3,000円未満の場合	2割
□入場料の額が3,000円以上5,000円未満の場合	3割
□入場料の額が5,000円以上の場合	5割
【2】小ホール	
□入場料の額が1,500円未満の場合	2割
□入場料の額が1,500円以上3,000円未満の場合	3割
□入場料の額が3,000円以上の場合	5割
【3】レセプションホール	2割

※①入場料とは

会費、会場整理費等の入場することについて徴収される入場の対価その他これに類するものをいう

入場料の金額が2種類以上の異なる定めがあるときは、その最高額をもって入場料額とする。

3. 大ホール、小ホール又はレセプションホールの使用者が入場料を徴収しない場合で、営利宣伝の目的で使用するとき、基本料金に2割を乗じて得た額を加算する。
4. 練習室又は会議室の使用者が入場料を徴収するとき又は営利宣伝の目的で使用するとき、基本料金の2割を乗じて得た額を加算する。
5. 準備又は練習のため大ホール又は小ホールを使用するとき、基本料金の3割の額とする。
6. 使用時間の延長又は繰上げは1時間を限度とし、30分以上1時間以内の延長又は繰上げがあったときは基本料金に3割を乗じて得た額を加算する。
7. レセプションホールの使用者がパントリーを使用するとき、基本料金に1割を乗じて得た額を加算する。
8. レセプションホールを間仕切ってその一方を使用するとき、基本料金の5割の額とする。
9. 使用者の住所（法人にあっては所在地）が市外であるときは、基本料金に1割を乗じて得た額を加算する。
10. 施設使用料に基づいて算出した使用料の額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
11. 舞台、照明、音響、映像設備など附属設備・人件費等の使用料金は別途いただきます。